

運 営 規 定

(目的)

第1条 この規定は特定非営利活動法人なごみの家が設置運営する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家族的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、条例、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
4. 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称及び所在地は次の通りとする)

第4条 本事業所の名称はグループホームなごみの里とする。
所在地は千葉県柏市花野井90番地1

(職員の員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 各ユニット1名(常勤)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

- ② 計画作成担当者 各ユニット1名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することと共に、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡、調整を行う。

- ③ 介護職員(常勤換算3対1以上)

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

- ④ 夜勤者各ユニット1名

利用者の生活サイクルに応じた一日の活動の終了時刻から開始時刻までの間、介護従事者1名が各ユニットの夜勤に当たる。

(利用定員)

第6条 利用者は18名(各ユニット9名)とする。

(介護の内容)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。

- ① 入浴・排泄・食事・着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談・援助

(介護計画の作成)

第8条 指定認知症対応型生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画(以下介護計画)を作成する。

2. 介護計画の作成・変更に際しては、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し同意を得る。
3. 利用者に対し、介護計画に基づいて各種のサービスを提供すると共に、常にその実施状況についての評価を行う。

(利用料等)

第9条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。法定代理受領サービスであるときは介護保険被保険者証及び介護保険利用者負担割合証に記載された利用者負担割合の額とする。

2. 但し、次の掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | | |
|----------------|----|----------------|
| ①家賃(月額) | 6畳 | 80,000円 |
| ②食費(外食・おやつ代含む) | | 60,000円/月 |
| ③水道・光熱費 | | 25,000円/月 |
| ④敷金 | | 240,000円(償却なし) |

⑤その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費です。

3. 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたってはあらかじめ、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

4. 月の中途における入居又は退去については日割り計算とする。

5. 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退去に当たっての留意事項)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者又は要支援2であって認知症の状態にありかつ次の各号に満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2. 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

3. 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

(秘密保持)

第11条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密保持を厳守する。

2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。

(相談・苦情対応)

第12条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、認知症対応型共同生活介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2. 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
3. 事業所は、市区町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
4. 事業所は市区町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(損害賠償)

第13条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2. 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2. 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第15条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じる。

(非常災害対策)

第16条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2. 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を年2回行う。

(その他運営についての重要事項)

第17条 従業者等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

- | | |
|------------|----------|
| ① 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| ② 認知症ケア研修 | 採用後6か月頃 |
| ③ 経験に応じた研修 | 随時 |

2. 事業所はこの事業を行うため、ケースを記録、利用者負担金収納簿、その他必要記録、帳簿を整備する。

3. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

(事故発生時の対応)

第18条 事業所は、サービスの提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故の際して採った処置について記録し保存する。

3. 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(身体的拘束等を行う際の取決め)

第19条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則 この規定は、平成16年4月1日より施行する。

附 則 この改訂規定は、平成22年3月16日より施行する。

附 則 この改定規定は、平成30年5月1日より施行する。

附 則 この改定規定は、令和2年3月1日より施行する。